

**琴浦町東伯総合公園の運営に係る
公募型アイデア募集調査実施要領**

令和2年7月

鳥取県琴浦町

— 目 次 —

第 1 章 総則	1
1. 実施の経緯.....	1
2. 実施目的.....	1
3. 次期事業の概要.....	1
4. その他.....	1
(1) 本調査に関する費用について.....	1
(2) 追加ヒアリングについて.....	1
(3) 提案書の取り扱いについて.....	1
第 2 章 実施要領	2
1. 本調査への参加方法.....	2
(1) 参加申込書の提出.....	2
(2) 提案書の提出.....	2
2. 本調査の対象者.....	2
3. 提案書（様式 2-2）の作成要領.....	2
4. 提案書の審査方法.....	3
5. 提案書の審査結果の通知及び審査結果の取り扱い.....	4
6. 本調査に関する問い合わせ先.....	4
7. 本調査に関する提出先.....	5

様式 2-1 参加申込書

様式 2-2 提案書様式

別紙 1 事業概要（案）

別紙 2 琴浦町及び琴浦町東伯総合公園の概要

別紙 3 琴浦町東伯総合公園の主な施設の延べ利用者数

第1章 総則

1. 実施の経緯

琴浦町（以下、「町」という。）では現在、東伯総合公園（以下、「対象施設」という。）を町の直営にて管理していますが、施設の老朽化等、幅広い世代により利用してもらえる施設になるための課題を有しています。

そのため町は、町民サービスの質及び対象施設の利便性・収益性の向上を目的として、対象施設に対する民間活力の導入可能性について調査・検討を行っています。

2. 実施目的

本調査は対象施設の活用方法等に関する幅広いアイデアを民間事業者から募集し、次期事業の事業スキームの検討に活用することを目的としています。

3. 次期事業の概要

別紙「事業概要（案）」を参照してください。

4. その他

(1) 本調査に関する費用について

本調査に要する費用（本調査に参加する者（以下、「参加者」という。）が作成する資料（以下、「提案書」という。）作成に要する費用等）は参加者の負担となりますので、ご了承ください。

(2) 追加ヒアリングについて

提案書を町が受領した後、必要に応じて追加で参加者にヒアリングを（追加資料提出依頼等を含む。）を行うことがありますので、その際にご協力ください。

(3) 提案書の取り扱いについて

提案書は調査の一環とし、頂いたご意見やご要望等をふまえ、本事業に望ましい事業スキームに関する検討の参考にさせていただきたいと考えております。

なお、提案書については、前述の使用目的以外には使用いたしません。

また、提案書の著作権は参加者に帰属しますが、町が必要と認めるときには、参加者の承諾を得たうえで提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

第2章 実施要領

1. 本調査への参加方法

本調査への参加方法は以下の手順のとおりです。

(1) 参加申込書の提出

- ・ 提出書類：様式 2-1 参加申込書
 - ・ 提出期限：令和 2 年 8 月 28 日（金） 16 時まで
 - ・ 提出先：本書記載の「提出先」に電子メール又は FAX にて提出してください。
- ※提出後、受信確認を電話にて行ってください。
- ※電子メールで提出する際は、件名に「公募型アイデア募集調査 様式 2-1 提出」と入力してください。

(2) 提案書の提出

- ・ 提出書類：様式 2-2 アイデア提案書（電子データ：Word、PDF の 2 つのデータ形式にて提出）
 - ・ 提出期限：令和 2 年 8 月 28 日（金） 16 時まで
 - ・ 提出先：本書記載の「提出先」に電子メールにて提出してください。
- ※提出後、受信確認を電話にて行ってください。
- ※電子メールで提出する際は、件名に「公募型アイデア募集調査 様式 2-2 提出」と入力してください。

2. 本調査の対象者

本調査の対象者は、本事業に関して積極的な提案する意欲があり、本事業の実施者となり得る法人又は法人のグループとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により入札参加資格の制限を受けている者
- イ 参加申込書提出時点で、琴浦町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 22 年 7 月 1 日施行）第 3 条により指名停止を受けている者
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者
- エ 不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、若しくは暴力団の利益となる活動を行う法人その他の団体
- オ 国税、県税、町税を滞納している者

3. 提案書（様式 2-2）の作成要領

- ・ 本文の文字ポイントは 10.5 以上、図表の文字ポイントは 5 ポイント以上としてください。なお、フォントは参加者の自由とします。
- ・ 提案書は「様式 2-2」を活用し、作成してください。
- ・ 余白の編集は可としますが、印刷することに配慮して下さい。
- ・ 特定テーマ及び特定テーマに対応した審査基準に沿って提案を作成してください。
- ・ 特定テーマ 1 又は 2 を選択し、提案を行ってください。なお、特定テーマ 1,2 の両方に提案することも可能です。

- ・ 提案内容は履行担保や次期事業における履行保証を求めるものではありませんが、対象施設の立地、特性及び目指す方向性（別紙1、2参照）を踏まえた提案を期待しています。
- ・ 可能な限り実績やイメージ図を活用し、わかりやすい表現に努めてください。
- ・ イラスト、写真、図表等を有効に使用し、提案のイメージの把握が容易となるよう配慮して作成してください。

4. 提案書の審査方法

提案書は委員が以下の審査基準に基づき4段階で評価を行い、各委員の審査結果の平均点を参加者の得点とし、得点は少数点第3位を四捨五入します。

委員は、特定テーマごとに審査を行い、上位3者までの順位を決定します。

表：審査基準①

特定テーマ	審査基準	配点	
＜特定テーマ1＞ スポーツ推進拠点に相応しい スポーツ事業について	・ スポーツ事業として、利便性や利用率の向上に資するような既存機能の強化、新規導入機能・サービスについて優れた提案となっているか	20点	50点
	・ 提案したスポーツ事業について、対象施設の立地、特性を踏まえた優れた提案となっているか	15点	
	・ 提案したスポーツ事業について、ターゲットの設定の視点として優れた提案となっているかどうか	15点	

表：審査基準②

特定テーマ	審査基準	配点	
＜特定テーマ2＞ 公園内の施設において多目的な活用方法による新規導入機能・サービスについて	・ 平岩記念会館について、利便性や利用率の向上に資するような既存機能の強化、新規導入機能・サービスについて優れた提案となっているか	20点	50点
	・ その他の施設やエリアについて、利便性や来園者数の向上に資するような既存機能の強化、新規導入機能・サービスについて優れた提案となっているか ※その他の施設やエリアは、体育館、野球場、テニスコート、サッカー場等のスポーツ関連施設も含まれますが、当該スポーツ関連施設を活用してスポーツ関連の事業の提案をする場合は特定テーマ1で行い、スポーツ関連以外の事業を提案する場合は特定テーマ2で提案してください。	20点	
	・ 提案した既存機能の強化、新規導入機能・サービスについて、対象施設の立地、特性を踏まえた優れた提案となっているか	10点	

表：得点化方法

評価		得点化方法
A	特に優れている	配点×100%
B	優れている	配点×80%
C	BとDの間	配点×60%
D	一般的な提案である	配点×40%

5. 提案書の審査結果の通知及び審査結果の取り扱い

(1) 審査結果の通知

審査結果は様式 2-2 を提出した参加者にのみ、町から書面にて通知します。通知時期は 11 月中旬頃を予定しています。

(2) 審査結果の取り扱い

審査の結果、テーマごとに総得点の 6 割以上を獲得した者のうち、上位 3 者（グループの場合はグループを構成する全ての者）に対しては、参加者が希望する場合は、今年度中に個別で町の事業計画案の概要を説明し、意見交換会を行うものとします。また、提案内容が最も優れていた者は、上記に加え、次期事業において一定の得点を自動的に付与するものとします。

本調査において最も優れた提案と認められた者が、次期事業への参画を検討している場合は、前述の（1）の通知文書を証書とするため、次期事業まで適切に保管して下さい。

次期事業において付与する得点は、今後の検討により決定します。

6. 本調査に関する問い合わせ先

本調査に関する問い合わせ先は次のとおりです。なお、様式 2-1、2-2 に関して質問がある場合は電子メールにて下記問い合わせ先まで連絡してください。

琴浦町役場 総務課 施設管理室
 担当：小泉

 〒689-2392
 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591-2（本庁舎）
 TEL：0858-52-2111
 FAX：0858-49-0000
 E-mail：soumu@town.kotoura.tottori.jp

※琴浦町東伯総合公園民間資金等活用導入可能性調査業務 受託者
 株式会社長大 PPP推進部
 担当：山本、出江、杉山

 〒550-0013
 大阪府大阪市西区新町2丁目20番6号
 TEL：06-6541-5797
 FAX：06-6541-5811
 E-mail：r2_kotoura_park_fs@chodai.co.jp

7. 本調査に関する提出先

本調査に関する提出先は次のとおりです。

琴浦町役場 総務課 施設管理室
担当：小泉

〒689-2392
鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591-2（本庁舎）
TEL：0858-52-2111
FAX：0858-49-0000
E-mail： soumu@town.kotoura.tottori.jp